

苦情申出窓口の設置について

本事業所では利用者が健康的で安心・安全・穏やかな生活ができるよう多様な福祉サービスを提供しており、その一環として社会福祉法第82条の規定により、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えています。法人における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決に努めていますので、お知らせいたします。

平成30年度 苦情解決報告

施設名	内 容	回 答 (対 策)
救 護 施 設 か つ ら ぎ 園	①（地域の方より） 救護施設から出たゴミが地区のごみ収集場においてカラスに破られ散乱していることがある。何とか対応して欲しい。	生ごみを隠すようなゴミ袋への入れ方が居宅訓練利用者には難しい為、居宅訓練棟利用者には廃棄場所をかつらぎ園敷地内に変更して頂く。
	②（入所利用者より） ご飯の量が少ない。増やして欲しい。	多職種間の会議にて、個人の意向や活動量等を考慮して対応していたが、さらに基準を明確にし利用者個々について柔軟に対応・調整できるよう変更する。

令和元年度 苦情解決報告

施設名	内 容	回 答 (対 策)
救 護 施 設 か つ ら ぎ 園	苦情は、ありませんでした。	

令和2年度 苦情解決報告

施設名	内 容	回 答 (対 策)
救護施設	担当職員の言葉遣いと、安易に昔の職業を口にするなど個人情報への配慮に気を付けて欲しい。	本人への謝罪を行い、職員には入所者への言葉遣いと会話が他人に聞かれないようにするなどの配慮不足を注意する。また、個人情報の取り扱いについても改めて確認する。
かつらぎ園	お風呂の順番を呼ぶときに大きな声で呼ばないで欲しい。	配慮が足らなかったことを謝罪し、名前を呼ぶ際のマナーについて職員間で話し合い、今後はその都度居室まで呼びに行くことにすることを、本人に説明し納得を得る。